

## 議案第23号

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」の一部改正を踏まえ、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

### 1 改正理由

家庭的保育事業者等における連携施設<sup>※</sup>の確保が進んでいないことから、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正され、連携施設の要件緩和が図られました。

また、管理栄養士養成施設卒業者が管理栄養士国家試験を受ける場合において、栄養士の免許を取得することを不要とする栄養士法の改正を踏まえ、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができることとする省令改正が行われました。

これらの改正を踏まえ、条例の一部を改正します。

※連携施設とは、家庭的保育事業等の利用児童に対する保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿の確保について、連携協力を行う保育所等の施設をいいます。

### 2 改正内容

- (1) 保育内容の支援に係る連携施設の確保が著しく困難な場合であって、一定の要件を満たす場合には、連携施設を確保しないことができることとします。
- (2) 代替保育に係る連携施設の確保について、区長が必要な措置を講じてもなお連携協力を行う者の確保が著しく困難な場合においても、連携施設を確保しないことができることとします。
- (3) 栄養士による献立指導等について、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができることとします。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第七条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第一項、第八条の三第二項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項、第二項及び第五項、第十七条並びに第十八条第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」</p>	<p>(前略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第七条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第一項、第八条の三第二項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項、第二項及び第五項、第十七条並びに第十八条第一項から第三項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p>
--	---

という。)を実施すること。

二 (略)

三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第四十四条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2| 区長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第一号の規定を適用しないことができる。

一 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力を適切に確保すること。

二 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。

イ 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。

3| 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第二十八条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第五項において「小規模保育事業A型事業者等」と

二 (略)

三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第四十四条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第四項第一号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

いう。)であつて、第一項第一号に掲げる事項に係る連携協力を  
行うものをいう。

4| 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設  
の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲  
げる要件のいずれかを満たすときは、第一項第二号の規定を適用し  
ないことができる。

一 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力を適切に確保した場  
合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

イ 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれ  
の役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよ  
うにするための措置が講じられていること。

二 区長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の  
促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者  
の確保が著しく困難であること。

5| 前項各号の代替保育連携協力者とは、第一項第二号に掲げる事項  
に係る連携協力をを行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に  
応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

一 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所  
(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業  
所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業

2| 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設  
の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲  
げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用  
しないことができる。

一 家庭的保育事業者等と次項の連携協力をを行う者との間でそれぞ  
れの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

二 次項の連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じない  
ようにするための措置が講じられていること。

3| 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる  
場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に  
掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければな  
らない。

一 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事  
業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は  
事業所において代替保育が提供される場合 第二十八条に規定す

者等

二 (略)

6| (略)

7| (略)

(中略)

(食事の提供の特例)

第十七条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理して家庭的保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

一 (略)

二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、特別区又は市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養

る小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

二 (略)

4| (略)

5| (略)

(中略)

(食事の提供の特例)

第十七条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理して家庭的保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

一 (略)

二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、特別区又は市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われ

養士による必要な配慮が行われること。

三〇五 (略)

2 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

ること。

三〇五 (略)

2 (略)

(後略)

区内の家庭的保育事業者及び特定地域型保育事業者の一覧について

1 家庭的保育事業者について

該当なし

2 特定地域型保育事業者について

番号	保育園名	種別
1	こころナーサリー新橋	小規模保育事業
2	ふらわあきっず保育園新橋	小規模保育事業
3	デイジー保育園麻布十番	小規模保育事業
4	デイジー保育園麻布十番フォレスト	小規模保育事業
5	ここいく保育園西麻布	小規模保育事業
6	sakura 保育園	小規模保育事業
7	ふらわあきっず保育園三田	小規模保育事業
8	ちゃいんど・はっぴっぴ!!白金保育園	小規模保育事業
9	港南あおぞら保育園	小規模保育事業
10	にじのそら保育園芝浦	小規模保育事業
11	障害児訪問保育アニー	居宅訪問型保育事業
12	ポピンズナニーサービス	居宅訪問型保育事業
13	アルファ・ナニー	居宅訪問型保育事業